

(1) もっぱら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏(122-5条1号)

私的領域における独占権の行使が不可能であることおよびプライバシーの保護の必要により、例外とされる。しかし、私的な上演・演奏については、そもそも著作物を公衆へ伝達する行為自体がない。そのため、本来は、著作権の「例外」ではなく、利用権の「限界」(limite)と捕らえられる。なお、情報社会指令には、私的な上演・演奏の例外は存在しない。

例外となる行為は、①公表された著作物を、②無償で、かつ③もっぱら家族の集まりにおいて上演・演奏する行為である。入場料をとらなくても営利目的がある場合には、無償の要件に該当しない。もっぱら家族の集まりとは、家族や近しい友人などの内輪の者を意味し、趣味の集まりや非営利団体などの集まりは除かれる。著作物が信号により伝達される場合には、私的な場所で受送信されるからといって、もっぱら家族の集まりにおいてなされたとは考えられない。